

令和6年度 春日市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について

第1 報酬改定の概要

- 令和6年度介護報酬改定に伴い、春日市介護予防・日常生活支援総合事業においても報酬改定を行う。**改定後の報酬は、令和6年4月サービス提供分から適用**する。
- 訪問型サービス及び通所型サービスについては、介護職員等処遇改善加算の体系が令和6年4月・5月と令和6年6月以降で異なるため、それぞれ「令和6年4月・5月分」と「令和6年6月以降分」のサービスコード表を作成している。

第2 改定内容

1 第一号訪問事業

(1) 訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当事業） 【サービスコードA2】

ア 基本報酬

対象者	1月の 利用回数	コード	算定の単位	単位数
				～令和6年 3月
計画上の位置付けが 週1回程度	1～4回	2411(訪問型サービスⅣ)	1回につき	268
	5回以上	1111(訪問型サービスⅠ)	1月につき	1,176
計画上の位置付けが 週2回程度	1～4回	2411(訪問型サービスⅣ)	1回につき	268
	5～8回	2511(訪問型サービスⅤ)	1回につき	272
	9回以上	1211(訪問型サービスⅡ)	1月につき	2,349
計画上の位置付けが 週2回を超える程度	1～4回	2411(訪問型サービスⅣ)	1回につき	268
	5～8回	2511(訪問型サービスⅤ)	1回につき	272
	9～12回	2621(訪問型サービスⅥ)	1回につき	287
	13回以上	1321(訪問型サービスⅢ)	1月につき	3,727



対象者	サービス内容	コード	算定の単位	単位数
				令和6年 4月～
イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	計画上の位置付けが週1回程度	1111(訪問型サービス11)	1月につき	1,176
	計画上の位置付けが週2回程度	1211(訪問型サービス12)	1月につき	2,349
	計画上の位置付けが週2回を超える程度	1321(訪問型サービス13)	1月につき	3,727

□ 1月当たりの回数を定める場合	標準的な内容の訪問型サービスである場合		2411(訪問型サービス21)	1回につき	287
	生活援助が中心である場合	所要時間 20分以上 45分未満の場合	2511(訪問型サービス22)	1回につき	179
		所要時間 45分以上の場合	2621(訪問型サービス23)	1回につき	220
	短時間の身体介護が中心である場合		1411(訪問型短時間サービス)	1回につき	163

※回数制を原則とすることに変更は無いが、表上の表記を国が示すものに基づいて変更する。

イ 加算等

(ア) 同一建物減算のコードを三分化

令和3年4月サービス提供分より、同一建物減算用のサービスコードが一本化されていたが、事業所と同一建物の利用者の人数や割合により、減算率とサービスコードを変更。

(イ) 口腔連携強化加算の新設

令和6年度介護報酬改定に準じ、表記加算(50単位/月)を新設。

(ウ) 高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定減算の新設

令和6年度介護報酬改定に準じ、表記減算(基本報酬の1%減算)を新設。

(エ) その他

介護職員処遇改善加算等において、介護サービスと同様の改定を実施。

2 第一号通所事業

(1) 通所型サービス(旧介護予防通所介護相当事業) 【サービスコードA6】

ア 基本報酬

対象者	1月の利用回数	コード	算定の単位	単位数
				~令和6年3月
要支援1・事業対象者	4回まで	1113(通所型サービス1回数)	1回につき	384
	5回以上	1111(通所型サービス1)	1月につき	1,672
要支援2・事業対象者	8回まで	1123(通所型サービス2回数)	1回につき	395
	9回以上	1121(通所型サービス2)	1月につき	3,428



場合分け	対象者	1月の利用回数	コード	算定の単位	単位数
					令和6年4月~
イ 1週当たりの標準	要支援1・事業対象者	5回以上	1111(通所型サービス11)	1月につき	1,798
	要支援2・	9回以上	1121(通所型サービス12)	1月につき	3,621

的な回数を定める場合	事業対象者				
□ 1月当たりの回数を定める場合	要支援1・事業対象者	4回まで	1113(通所型サービス21)	1回につき	436
	要支援2・事業対象者	8回まで	1123(通所型サービス22)	1回につき	447

※ 単位数とサービスの表記の変更。コードに変更なし。

イ 加算等

(ア) 加算の改定

① 選択的サービス複数実施加算から一体的サービス提供加算への変更

・一体的サービス提供加算 480単位/月（単一コードへの変更）

※ 運動器機能向上加算の廃止に伴う変更

② 生活機能向上連携加算

・生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位/月（現行と同じ）

・生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位/月（現行と同じ）

※ 生活機能向上連携加算（Ⅱ）における「運動器機能向上加算を算定している場合」は廃止

(イ) 加算の廃止

① 運動器機能向上加算

② 事業所評価加算

(ウ) 高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定減算の新設

令和6年度介護報酬改定に準じ、表記減算（基本報酬の1%減算）を新設。

(エ) その他

介護職員処遇改善加算等において、介護サービスと同様の改定を実施。

ウ 共生型旧介護予防通所介護相当サービス

通所型サービス（旧介護予防通所介護相当事業）と同様の改定内容。

(2) 生活支援型予防通所サービス事業 【サービスコードA7】

ア ①基本報酬（回数制）

区分	コード	算定の単位	単位数		
			令和6年 ～3月	令和6年 4月・5月	令和6年 6月～
生活支援型予防通所サービス 1 (1時間以上2時間未満)	1007等	1回につき	166	178	182
生活支援型予防通所サービス 2 (2時間以上4時間未満)	1001等	1回につき	332	357	364
生活支援型予防通所サービス 3 (4時間以上)	1003等	1回につき	345	370	377

※ 単位数のみの変更。コードに変更なし。

②月包括報酬（1月当たり一定の回数を超えて利用した場合）

区分	コード	算定の単位	単位数		
			令和6年 ～3月	令和6年 4月・5月	令和6年 6月～
生活支援型予防通所サービス 1 (1時間以上2時間未満)	1031等	1月につき	713/ 1,427	765/ 1,530	782/ 1,565
生活支援型予防通所サービス 2 (2時間以上4時間未満)	1037等	1月につき	1,427/ 2,855	1,535/ 3,070	1,565/ 3,130
生活支援型予防通所サービス 3 (4時間以上)	1044等	1月につき	1,483/ 2,967	1,591/ 3,182	1,621/ 3,242

※ 単位数のみの変更。コードに変更なし。

イ 加算等

改定なし。

3 介護予防ケアマネジメント

(1) 介護予防ケアマネジメント 【サービスコードA F】

ア 基本報酬

区分	コード	算定の単位	単位数	
			令和6年 ～3月	令和6年 4月～
介護予防ケアマネジメント費	2111	1月につき	438	442

※ 単位数のみの変更。コードに変更なし。

イ 加算等

(ア) 初回加算・委託連携加算

改定なし。

(イ) 高齢者虐待防止未実施減算及び業務継続計画未策定減算の新設

令和6年度介護報酬改定に準じ、表記減算（基本報酬の1%減算）を新設。